

令和6年度山形地方最低賃金審議会  
第2回山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和6年10月4日（金）午後1時29分～午後3時1分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員9名

公益 押野委員、コーエンズ委員、丸山委員

労働者側 朝倉委員、柿崎委員、納富委員

使用者側 太田委員、大沼委員、高橋委員

（事務局） 松岡労働基準部長、門脇賃金室長、那須地方賃金指導官、丹野事務官

4 議 題

（1）山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について

（2）その他

5 議事要旨

（1）事務局より配付資料について説明を行った後、各側から説明・主張があり労働者側においては金額提示も行われた。

労働者側からは、山形県から他県への送出就職者状況を鑑み優秀な人材を確保する観点、消費者物価上昇程度の賃金引上げ、山形県の電機産業は製造業に占める割合で出荷額、生産額、付加価値額において上位にあり山形県における主要産業であること、連合が試算しているリビングウェイズで山形県は1,070円とされており、現行額の945円とは125円の差額があることなどを主張し、総合的に踏まえて引上げ額71円を提示した。

使用者側からは、県内製造業の業況判断D Iは前回調査から下落しており大きな改善が見られない状況であること、原材料高、商品の仕入れ単価・エネルギーの価格が高まっておりコスト増加により企業経営を圧迫していること、県内の多くの中小零細企業は下請け、さらには孫請けの形態であり価格転嫁の交渉に苦勞している状況など主張があった。

その後、公労、公使の個別協議において、各側から金額提示があった。

【労働者側】

引上げ額68円、引上げ率7.20%、改正金額1,013円

【使用者側】

引上げ額34円、引上げ率3.60%、改正金額979円

（2）次回開催は、令和6年10月15日（火）午後3時。